善通寺市監査委員公表第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので，その結果を同条第9項の規定に基づき公表します。

平成30年2月27日

善通寺市監査委員　　藤　岡　　博　文

善通寺市監査委員　　内　田　　　　等

平成29年度財政援助団体監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので，その結果を同条第9項の規定に基づき，次のとおり報告する。

なお，この監査結果を参考として措置を講じたときは，同条第12項の規定に基づき，その旨を通知されたい。

記

１　監査内容

平成28年度及び平成29年4月1日から同年12月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が，法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

２　監査の対象団体等

⑴　団体名　善通寺市連合自治会，地区連合自治会

⑵　所管課　秘書課

－１－

第１　　監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき，本市が，補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が，法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて，監査を実施するものである。

第２　　監査の方法

善通寺市連合自治会及び地区連合自治会への平成28年度及び平成29年4月1日から同年12月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について，関係資料の提出を求め，証拠書類，会計経理は適正に行われているか，事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き，関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

第３　　監査の実施日

平成30年2月9日

第４　　平成28年度監査対象団体への補助金の決算概要

|  |  |
| --- | --- |
| 監査対象団体への補助金の名称 | 決算額（円） |
| 善通寺市連合自治会補助金 | 3,100,000円 |
| 善通寺市地区連合自治会補助金 | 3,865,400円 |

－２－

第５　　監査の結果

平成28年度の事業報告書及び会計収支決算について，証拠書類等を監査したところ，全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については，記載を省略しているが，改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも，一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

個別指摘事項

（地区連合自治会）

収支決算書の記載について

一部の地区連合自治会の収支決算報告書において，地区連合自治会で申請していない補助金を，収入及び支出として計上しているものがあった。

今後，それぞれの補助金の意図を鑑み，複数補助金の収入支出は，別会計等で処理して，個々の補助金収支の透明性を高めていただきたい。

（秘書課）

収支決算書の記載手引について

このことは，以前にも指摘したために，マニュアルを作成していると聞き及んでいる。

しかし，一部の地区連合自治会において，十分に斟酌されていない傾向が見られる。

今後，書き方について，更に丁寧に地区連合自治会へご教示され，理解を得る努力をされたい。

－３－